

令和5年4月以降の出産育児一時金等の支給額の見直しについて

この度、健康保険法施行令等の一部が改正され、出産育児一時金等（家族出産育児一時金を含みます）の支給額が8万円引き上げられ、産科医療保障制度に加入する医療機関等で出産された場合は、支給額が50万円となりますので下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 改正の内容

<現行>

出産育児一時金	408,000円	}	総額
※産科医療保障制度加算額	12,000円		420,000円

<改正後>

出産育児一時金	488,000円	}	総額
※産科医療保障制度加算額	12,000円		500,000円

※産科医療保障制度未加入の医療機関等や、在胎週数が22週に達していない場合は、産科医療保障制度の加算対象外の出産となり、12,000円は除かれます。

2. 施行日等

施行日：令和5年4月1日施行

〔 施行日前の出産に係る出産育児一時金等の支給額については、従来通りとなります。 〕

改正後の申請用紙につきましては令和5年4月以降に当組合のホームページに掲載いたします